

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の概要

平成30年3月

総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定徴収金の収納の特例に関する細目、地方税共同機構の設立等について、所要の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 特定徴収金の収納の特例に関する細目

- ① 地方税共同機構が行う特定徴収金の収納の事務の細目を定める。
- ② 特定徴収金の対象となる税目を定める。

(2) 地方税共同機構の設立に伴う所要の整備

地方税共同機構の設立に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

3 施行期日

原則として平成31年4月1日から施行する。